

令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日	時	令和5年12月22日（金）午後2時30分～午後4時30分
場	所	逗子市役所 第4会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、小林 潤 田中 美乃里 中嶋 悦子、渡邊 仁史	
事務局出席者	環境都市部長 石井 義久 資源循環課長 鷺原 尚仁 資源循環課資源循環係長 森下 聡子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事 今村 聡志 環境クリーンセンター副主幹 上野 悟朗 環境クリーンセンター副主幹 岩崎 敦	
会議公開の可否	可	
傍聴者	0名	
議題等	(1) 「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」(諮問) (2) 令和5年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について (3) 逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について (4) その他	
配付資料	令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 令和5年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案） 資料1 「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」（案） 資料2 国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）速報メモ2023年12月13日	

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は委員6名の出席をいただいております。それにより、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることを報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取り扱うものではないことから、本市の情報公開条例の規定により、会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がありましたら順次入場していただくことといたします。今のところ、傍聴はいらっしゃいません。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員の皆様がもしありましたら、お申し出くださればご用意いたします。事前にご送付いたしました資料につきましては、令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会の次第、2点目、令和5年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）、3点目、「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」（案）、以上でございます。

お手元に資料はおそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、会長、お願いいたします。

【南川会長】 皆様、よろしく願いいたします。議事次第に沿って議事を進行させていただきます。

最初に、逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定についてということで、当審議会に対する諮問を受けたいと思います。

【事務局】 本来は市長から会長に直接諮問を行うところでございますが、大変申し訳ございません。市長は本日、別の公務により出席ができないため、市長に代わり環境都市部長の石井から諮問させていただきます。

【事務局】 市長が公務で出張中のため、私のほうから諮問させていただきます。

2023年（令和5年）12月22日、逗子市廃棄物減量等推進審議会会長、南川秀樹様。逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について、貴審議会に諮問いたします。

よろしく願いいたします。

【南川会長】 ありがとうございます。

それでは、今、諮問を受けました、この写しを委員の皆様へ配付をお願いいたします。

それでは、審議を進めます。

議題(2)でございますが、まずは10月12日に行われました第1回の審議会の議事録につきまして、案を既に委員の皆様へ送付しております。こちらで確定としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特に修正意見ないようでございますので、確定といたします。

それでは、次第の順序に従って審議を進めてまいります。

議題(3)逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、お配りしております資料1「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」(案)といたしまして、こちらのご説明をさせていただきます。少しお時間をいただいて、細かく委員の皆様と共有させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、まず1ページ目、「はじめに」のところになります。こちらには、過去の改正の経緯について記載してございます。

まず1段落目ですけれども、平成23年度までは、事業系一般廃棄物を市が収集し、ごみの排出量の区分に従って手数料を決定する「従量制手数料制度」を採用していました。この制度では、事業者がごみステーションに上限なく排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制をとっているものの負担の公平性が担保されていない状況にありました。

このような状況から、事業系ごみに係る定義を明確化し、事業者自らの責任による処理原則に改める必要があり、平成23年5月に逗子市廃棄物減量等推進審議会から「事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について」の答申を受けて、平成24年4月から、事業系一般廃棄物は市の収集から、事業者が自らあるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して市の処理施設に搬入し、処理することとしました。ただし、少量排出事業者(「少量排出事業者」は、従業者の総数が3人以下で、食品廃棄物を排出しない、ごみの排出量が1日平均1キログラム以下、このすべてに該当する事業所)は、零細事業所保護の観点から、例外的に家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることといたしました。また、従量制手数料制度を廃止し、自分で直接、市の処理施設に搬入する場合の手数を10キロ当たり150円といたしました。

このときに改正した制度ですけれども、事業系一廃は、事業者が自らあるいは許可業者に委託して市の処理施設に搬入する、また、少量排出事業者の考え方、こちらが今も続いているという形になっております。

その後、逗子市では、平成26年度からごみ焼却残渣の全量外部委託資源化、平成27年10月から家庭ごみ処理有料化及びごみ分別の細分化に伴う植木剪定枝の外部資源化等を行うなど、ごみ処理を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成27年10月に「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」同審議会に諮問を行い、平成28年1月に答申を受け、平成28年10

月に手数料を10kgあたり250円、現在の形に改定したという経緯がございます。

前回の見直しから7年が経過しておりまして、外部委託での焼却残渣の資源化等、資源化処理に係る費用の高騰、近隣自治体における手数料の見直し（値上げ）の実施、令和7年3月からの家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施など、ごみ処理を取り巻く近年の状況の変化を踏まえ、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料について、見直しを行う時期に来ているものと考えております。

続きまして、2ページ目のところになります。1番は、計画上の位置づけについて記載しております。

1段落目は、国の動向について記載しているという形になります。事業系ごみ処理手数料については、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月 環境省（令和4年3月改訂））」において、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられているため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされました。環境省の中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書（平成31年2月）では、「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされており、これを受け、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月）」においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」が位置づけられております。

また、2段落目からは、本市の計画について記載しております。令和2年8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」では、2市1町は、県内の他自治体に比べ事業系ごみの発生量割合が家庭系ごみの発生量割合に比して多く、事業系ごみの減量は喫緊の課題であるとしています。事業者から排出されるごみの減量・資源化施策としては、生ごみの削減、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しを掲げています。

また、令和3年3月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、持続可能な循環型社会形成への取組の推進の基本施策において、事業系一般廃棄物の資源化・減量化について掲げ、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しについて、2市1町で連携して推進していくこととしています。

排出事業者の処理責任としての受益者負担の適正化は、更なるごみの減量化・資源化を促進すると考えられることから、両計画において、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めることとしています。

続いて、2番目、事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について記載してございま

す。

平成28年1月の「逗子市一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」の答申では、「基本的には処理原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体並みとして鎌倉市の1トン当たり21,000円から葉山町の1トン当たり25,000円の範囲での設定とし、段階的に処理原価相当額を目指して引き続き見直しを検討していくことが適当と考えられます。」とされております。

続いて、3ページ目をご覧くださいと思います。表－1ですけれども、ごみ処理経費の推移について表にしております。

Aの①、逗子市のごみ処理量には、集団資源回収量及び公共施設等資源物回収量を含んでおりません。こちらについては、環境クリーンセンターには搬入しない紙類、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物の資源回収を除いた量にしているという形になります。

また、平成30年度から葉山町の可燃ごみの本格受入れを開始し、令和2年度から葉山町の容器包装プラスチックの受入れを開始いたしましたので、その量をごみ処理量に加えております。

また、下の段の処理費用につきましては、収集運搬費、中間処理費、最終処分費に分けて記載しております。近年は中間処理費が大きく増額しておりまして、最終処分費においても増額傾向がございます。炉の老朽化に伴う補修工事の増加であったり、光熱費の高騰が影響しているところが大きく出ております。

また、続いて、表－2のところになります。こちらは、ごみ処理原価について記載している表になっております。

事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料になりますので、収集運搬費を除いた中間処理費と最終処分費の合計額、こちらはeのところになります。

下の段ですが、こちらはトン当たりの費用を記載しております。上の段のeの金額を表－1のA. ごみ処理量で割った金額となっております。

令和元年度までは1トン当たり3万円台前半でしたが、令和2年度に35,000円を超えまして、令和4年度は約43,000円と、かなり処理原価が上がってきているという状況になっております。

続きまして、表－3になります。こちらは事業系ごみ1トン当たりの処理手数料の処理経費に対する割合として表にしております。現行のトン当たり25,000円が実際の処理経費の何%に当たっているかということを示した表になります。

令和2年度までは7割以上が処理経費に対する割合となっておりますが、昨年度、令和4年度は、58.1%と6割を切っている状況となっております。

続きまして、4ページの表－4をご覧くださいと思います。こちらは県内における事業

系一般廃棄物処理手数料を表にしたものになります。

こちら神奈川県内ですけれども、1トン当たり13,000円から40,000円の範囲にございまして、清川村については、有料処理券という形で、違う処理の仕方ですので、注釈に書かせていただいて、表の中から省いてございますが、25,000円以上の市町村が32市町村中20市町村で、平均が約23,600円という形になっております。

なお、近隣の鎌倉市ですけれども、1トン当たり40,000円、こちらは令和6年10月1日から改定する手数料額として掲載させていただいております。

続きまして、5ページ目になります。こちら、図-1につきましては、先ほどご覧いただきました表-4をグラフ化したものになります。ちなみに、こちら、10キログラム当たりの単価の記載になってございます。

現行の逗子市よりも処理手数料が高い市町村としましては、相模原市が260円、平塚市が280円、鎌倉市が来年の10月1日から400円、藤沢市270円、茅ヶ崎市が280円、少し飛びまして、寒川町が280円という形になってございます。

先に6ページの参考の表もご覧いただければと思います。こちらについては、近隣都県の市町村における事業系一般廃棄物処理手数料について、参考に掲載させていただいております。

上段のほうが東京23区及び多摩地区における事業系一般廃棄物処理手数料のグラフになります。東京23区が10キログラム当たり460円となっております。また、ここにある東京23区及び多摩地区ですけれども、全て10キログラム当たり300円以上の手数料となっております、400円を超えている市町村もかなりあるというような状況となっております。

また、下段については、千葉県内における事業系一般廃棄物処理手数料についてグラフ化したものとなっております。千葉県におきましても、300円以上の市町が幾つかあるというような状況となっております。

恐縮ですが、戻っていただきまして、5ページの3番になります。3番、逗子市における事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の設定について。

事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は、前回、平成28年10月の処理手数料の改定では、処理原価の約7割としております。

事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、処理手数料は基本的には原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体を参考としまして、10キログラム当たり350円、トン当たり35,000円。過去3年間の平均で言いますと、負担率は9割相当、令和4年度、昨年度の処理経費に比べると、8割相当の負担ということになります、10キログラム当たり350円で設定しまして、段階的に処理

原価相当額までの見直しを行っていくことが適当と考えます。

4 番の改定時期になります。

令和 7 年 3 月から家庭系生ごみの分別収集・資源化を実施しまして、市民の皆様に生ごみの分別収集・資源化への取組の協力をいただく中では、事業者におきまして、生ごみの排出抑制、食品リサイクルの促進に向けた事業者自らの取組が求められます。

そのため、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定につきましては、家庭系生ごみの分別収集・資源化と時期は大きくずらさずに、同時期で実施することが適当と考えております。

以上でご説明とさせていただきます。

【南川会長】 ありがとうございます。

今、森下さんのほうから資料 1 について詳しい説明をいただきました。

拝見しますと、「はじめに」に経緯があります。経緯と背景説明がありました。

2 つ目が、仕組み上、どういう通達が出ているとか、どういう計画があったということであります。

3 つ目、そのうちの大きな 2 が、負担の現状ということで書いてあります。ここで、後で橋詰さんにお願ひしますが、鎌倉市が今度 40,000 円になるということで、どういう議論をしたかだけ、もしあれば後で教えてください。という周辺の状況があります。

あと、丁寧にご説明いただいたごみ処理経費のどうなっておるかということで、負担割合も含めて記述をいただいています。

それから、5 ページが、手数料設定についての考え方ということで案が示してあり、最後は時期ということで、生ごみ全般についての対応をしていくということで、家庭系生ごみの資源化と同時期でいいのではないかなということで案がつくってあるところでございます。

今日は決定ではございませんが、ぜひ皆様からご意見、ご質問をいただいて、大いに議論したいと思います。

橋詰さん、少し鎌倉市の経緯とか、どれだけ多かったかとか、よろしいですか。

【橋詰委員】 多分、鎌倉市のほうは、去年の今頃か、もうちょっと早い時期から議論を始めまして、今年の早い時期、1 月か 2 月、そのぐらいにたしか答申を出したような気がするんですけども。レベルは、この表にあるように 40,000 円になっています。

コストから計算すると、やっぱり 75% ぐらいだったと思いますが、4 分の 3 ぐらいだったと思います。それ自身は、それ以前とも特に変えていなくて、要は、単価が上がったことに伴う、処理経費が上がったことに伴う値上げということですね。

処理方法も、オリックス資源循環に頼むとか、いろんな新しい方法を入れているので、コス

トアップになった、こういう話だったと思います。

あのとき同じように、こういう県内各地の数字が並んで、高くはなるんですがという話もありました。同時に、ここにもありますけれども、東京都なんかの数字もやっぱり出されまして、東京都だともっと高いところがありますという議論もありました。

負担率を変えようという話は一応この中でもされていますが、事業系は原価丸々が本筋だということではあるけれども、やはり大分高くなってしまいますので、まだその割合自体は今回も維持と、こういう議論だったと、そんなところだったと思います。

【南川会長】 ありがとうございました。

あと、皆様、いかがですか。ご質問でもご意見でも結構でございますが。

どうぞ、田中さん、お願いします。

【田中委員】 もしかしたら、こちら、第1回の資料に載っているかもしれないことなんですけれども。現在出されている事業系一般廃棄物等の内容の割合というか、例えば、建築資材の残りみたいなのが多かたりするのか、それとも、飲食業に関わるものが多いのかとか、そういった内容の内訳とかがもしどこかにあれば、教えていただきたいと思います。

【南川会長】 分かりますか。

【事務局】 事業系一般廃棄物ということで、事業者が持ち込んでいるものとしては、やはり市内の商店とか、事務所とか、スーパー、それから、収集しているものが多くなっています。ということで、やっぱり多く占めているのが食品の残渣とか、売れ残ったもの、それが多く占めているものでございます。あとは、汚れた紙類ですね。リサイクルに回せないような。あとは、建築資材というのは、そもそも本市は受入れをしておりませんので、それは入っておりません。そういったものが多く占めております。

【事務局】 補足ですけれども、全部をつぶさに見れているわけではないですが、クリーンセンターのほうで適正に事業系ごみが持ち込まれているかというのを調べるために、展開検査ということで、許可業者が市内の事業者から集めて持ち込まれたものをピットに下ろす前に、プラットフォームというところで展開させて、不適切なものが入っていないかとか、産廃が入っていないかとか、そういったことの検査を年間に何回かやっているんですが、そこに私も何回か立ち会ったことがあり、その印象としまして、今、建築廃材ということがありましたけれども、建築に伴う廃材というのは産業廃棄物になりますし、あとは、事業系の廃棄物はプラスチック類だったりとか、金属類などは全部産業廃棄物に分類されるので、基本的には、一般廃棄物の処理施設である市のクリーンセンターには持ち込めません。

ただ、そういうものが入り込んでいたり、あと、課長からもありましたけれども、紙類が資

源化できない、最初からもともと汚れているものはしょうがないんですけど、要は、書類の類いとか、本来はリサイクルに回してもらいたいものが結構入っていたりとかする。そういった本来入ってほしくないもの以外の一般廃棄物のくくりということでは、生ごみがやはり多い。かさとしても、重さとしても、非常に水分を含んだ形で多いなという感じです。

プラスチック類とか不燃系、あとは資源化できる紙類も含まれていて、そういったものを除いた純粋な燃やすごみとしての一般廃棄物として考えると、やっぱり生ごみが多いかなというところなので、ここはできるだけ排出抑制であったりとか、食品リサイクルに回すということで、そういう指導もしてきているというところではあります。

【田中委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 ありがとうございます。

でも、なかなか廃棄物の中身って難しいですよ。産廃の場合は、出てくるところが分かりますから、中身も特定しやすいし、重さも量りやすいんだけど、一廃になると、家庭系も事業系もなかなか把握は難しいですね。

そうすると、実際に持ってきたものを開いて見ているわけですか。

【事務局】 年で3回か4回程度はやっています。ちょうど私、クリーンセンターに勤めていたときがありまして、そのときに抜き打ち的にやるんですね。

【南川会長】 あれだと、どの辺でやるわけ。クリーンセンターのどこでやるの。

【事務局】 持込みで計量したときに、これから展開検査をやりますということで、誘導するんですね。ごみピットに下ろすところの手前にプラットフォームというのがあるんですが、そちらに車を止めさせまして、本来は手下ろしとかダンプでピットに落とすんですけど、それをやめさせて、プラットフォームにブルーシートを引いて、そこにごみを下ろしてもらうんですね。下ろしたら、その持ち込んだ事業者はもう帰っていただいて、結果は後日連絡しますということで、その後に我々職員が手分けして、品目別に、本来持ち込んではいけないような廃プラとか、たまに植木類みたいなものが入っているんですけど、ほとんどが食品、厨芥類が多いですね。パックの食品が入っていたりとか、あとは、先ほども申した紙類ですね。事務所で使っていた紙類。あと、色々な事業者さんを回ってきますから、色々な品目が入っています。医療機関とかも入っていますが、当然、医療系ごみは出せません。医療機関から出た、おむつとかも入っていますね。

いろんなもの、それを区分けして、品目別に重さを量って、全体のうち何%を占めているのか、何キロぐらいだったのかと全部調査して、それを表にして。

【南川会長】 結構手間がかかりますね。

【事務局】 もう手作業ですので、それなりにかかります。

【南川会長】 ありがとうございます。

あと、皆様、何でも聞いてください。

【中嶋委員】 質問は3つあるんですけど。

鎌倉市が今ほかの市より高い状況が令和6年10月からの改定ということで、ほかの市よりいち早く値上げしているような感じがするんですけど、そのほかの市でも、そういう動きとか、改定の予定とあってあるんですか。

【南川会長】 鎌倉市以外ですね。何か聞かれていますか。

【事務局】 今のところ、はっきりとどこが上げるというのはまだ聞いていないですね。

【中嶋委員】 そうすると、鎌倉市とか逗子市もこれが決まったら、ほかの市も、じゃ、そこに合わせてという基準になるような数字になっていくのかなという気がします。

【事務局】 恐らく傾向として、この中間処理費の中に、光熱水費で電気代、あと燃料とか、そちらもかなり高騰していますので、それは県内のほかの市町村も同じような傾向になると思うんですね。つまり、処理原価が上がっていることは十分想定されますので、やはり現行の手数料が処理原価と乖離してきているのではないかということは想定されます。

【中嶋委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 電気代の値上げとかいうのは結構効いているんですか。

【事務局】 相当効いております。昨年度の予算、令和4年度、こちら、引っ張り出したんですけど、私、電気代をちょっと比較しました。一番多く使っている焼却施設とか事務所棟で使う電気代なんですけど、高圧電流なんですけど、令和4年度の調べた電気料、これが約4,800万円なんです。その前年度が3,400万円でした。約1,400万円アップしています。令和3年度の終わり、ちょうどウクライナの紛争が始まった直後から、やはり急激に電気代が上がっています。これが結構大きいですね。電気代は。

【南川会長】 電気代って今、地域によって値段が変わってしまって、東京電力管内も高くなったんですよね。それで、関電とか九電は全然値上げせずに、こうなっているという状況で、なかなか電力代の見通しって難しいんですよね。

【中嶋委員】 すみません。次の質問なんですけど。段階的に処理原価相当額を目指していくということなんですけど、多分これからもしろいろ上がっていくのかなと思うんですけど、その処理原価相当額に追いついていくのかと思って。改定も毎年上げていくということもできないと思うし、その後、大丈夫なのかなって、ちょっと心配になりました。

【事務局】 ここにあるように段階的に見直しを行っていくことは適当と考えておるんです

けど、やはりこれはそんなに頻繁に変えられるものではないので、事業者の方にも影響が大きいところですので、適当とは考えておるんですが、やはりここは柔軟には考えているところではあります。そんなに頻繁に変えるものではないというところではありますので、今回も7年ぶりの改定でございます。今後も、令和7年4月から鎌倉市の可燃ごみの受入れが始まりますので、その後の処理の原価も関係しますが、歳入が入って儲けは出てくると思いますので、それを考えると、また数年先に見直しについて検討していくことが考えられます。

【中嶋委員】 分かりました。

最後なんですけど、生ごみの分別回収が始まったら、事業系の食品のごみというのは、そこには入れないんですよね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 それは別ですよ。

【事務局】 事業系ですか。事業系については、変わらず、事業者が持ち込む事業系一般廃棄物の中に生ごみは含まれます。ただ、今後、この値上げがあった場合に、改定に伴って、事業者の努力として、そういった食品の厨芥類とかは、企業努力として減らしていただきたいと考えています。

【中嶋委員】 その生ごみに入れることはできないんですか。事業系の生ごみも、一般の生ごみの処理するほうに入れることはできないんですか。

【事務局】 今回は、家庭系の生ごみを分別して出していただいて、それを葉山町と共同で処理するという計画でございまして、事業系については、また事業者が処理する義務があるということでございまして、そこはまだ一緒にはできない。

【中嶋委員】 単純に一緒にやったらいいのになという。

【南川会長】 ただ、今の中嶋さんの話、私、よく分かるんですが、難しいのは、市が回収、事業系もやるんだと割とそろえやすいんですけど、事業系一廃の場合は、自分で業者等に頼むわけですよ。そうすると、集める人が替わっちゃうものですから、なかなか今の話というのは実現がちょっとハードルが高くなるんですよ。

あれ、個別に、お店ごとに業者さんに頼むわけですよ。結局ね。

どうぞ、田中さん。

【田中委員】 私も中嶋さんのご意見と同じところがあって、一方では、燃やすごみを減らすために、集めようとして、しかも利用しようとしているという生ごみで、事業者のほうも、例えば、250円から350円になったらかなり負担が大きくなって、今の金額でも、以前に比べると厳しいという声もある中で、少しでも減らすという、企業自身の努力として、そういう分別

をして、事業者も市内のステーションにそれを出してもいいということがかなえば一番いいんだと思います。

ご説明を聞いていた中で、事業者は自分で処理をする義務がある、法律だとか、それが、障壁と言うと変なんですけれども、根拠となって、今は市民が集めるほうに生ごみを出さないという扱いになると。その根拠としては、法律ということなのでしょうか。

【事務局】 法律の位置づけのお話ですけど、家庭系の一般廃棄物、これは市町村で処理する。生活に伴う、市民が生活する上で必須なごみ処理ということでは、市民の生活に必須な家庭系の一般廃棄物の処理というのは、もう法律上、市町村にその処理が義務づけられているところなんですけれども、事業系については、やはり事業活動に伴って、収益活動に伴って、その事業を広げれば広げるだけどんどん出てくるものを、家庭系と同じような形で、家庭系の一般廃棄物というのは、人口が大きく増減しなければそんなに変わらないはずなんですけど、事業系については、事業の内容によって多分増減もあったりというところと、あとは、そもそも事業活動、収益活動に伴って、廃棄物を廃棄するということについては、しっかり事業者の責任でちゃんとやっていく、そういうのが法律の考えというところがあるので、生ごみの分別・資源化を葉山町さんと共同でやるに当たっても、基本的には市町村の義務である家庭系のものを対象として、事業者については、食品リサイクル法のほうで、事業系の食品の廃棄物はリサイクルを促進する、そういう位置づけもありますので、そちらに誘導していきたいというのもしっかりあるわけなんです。

あとは、そもそも無尽蔵に食品廃棄物を出すのではなくて、なるべく食品ロスを減らす、排出抑制に努力していただく、そういったところの努力を促すという、そういう目的もありますので、そういう考え方であるということでご理解をいただければと思います。

【田中委員】 分かりました。ありがとうございました。

【橋詰委員】 食品リサイクル業者の受入料金は幾らですか。要は、それとこの35,000円との大小関係なんですよ。食品リサイクル業者よりも安いと、食品リサイクルに持っていかないという、そういうことが生じかねなくて、食品リサイクル業者の料金より高いと、食品は食品リサイクルという関係になるんですが、そこはどうですかね。

【事務局】 そこまでは実は把握し切れていないというのが実情でして、市内のそういう食品廃棄物を出す事業者さんで、大手のスーパーであったりとか、あとは、お肉屋さんであったり、豆腐屋さん、練り物屋さんとか、そういったところもある程度そういうリサイクルのルートがあって、それを使っている。

一般の飲食店のごっちゃになった食品廃棄物をリサイクルに誘導するというのは、なかなか

そういうのを受け入れてくれる事業者も、今、食品リサイクル法が施行されてもう大分経つんですけど、なかなか持っていく先がないというのが実情だと思うので、それはなかなかリサーチし切れていないところがあるんですが、おっしゃるとおり、どっちが高いで誘導が進む、進まないがあるので、そこは引き続きリサーチはしたいと思います。

【南川会長】 ただ、私も、産廃のそういう値段ってあんまり分からないんですよ。実際問題、統計とか取りづらいんですよ。みんなバイで契約するでしょう、あれ。

【事務局】 そうですね。

【南川会長】 なかなか難しいんですよ。

【事務局】 個別に聞いていって、ようやく分かるかどうかというところなので。あと、金額も明確に教えてくれなかったりもあったりします。

【橋詰委員】 でも、そういう関係にはなるんですね。

【事務局】 そうですね。なので、少なくともこの原価に近いところまでは、原価以上に設定するわけにはいきませんので、そこまではやはり上げていくことで、少しでもそういう減量努力だとか、リサイクルの促進ということにつなげていければと考えています。

【渡邊委員】 今のお話の中で、例えばなんですけど、葉山町で新しく生ごみリサイクル施設ができたときに、適正に分別をして、その事業系の持込み費用を払っていて、それを葉山町の施設で処理するという可能性というのはあるんですかね。

【事務局】 今の葉山町での整備の規模の設定としては、やっぱり過大な施設にはすべきではないというがあるので、実際の両市町の現状ですと、燃やすごみの中の生ごみの組成と、あとは、どのぐらい分別に全市民の方が協力いただけるかという、そういう分別協力率のようなものを勘案して、過大な施設にならないようにということで設定している状況です。

ただ、今ちょっと話しているのは、今後、人口減少であったり、市民の皆さんも減量がよく進むことによって、余力が出てきたら、過大な施設で非効率な状況になるので、そこに少し入れていくというのはあり得る話かもしれないんですけども、現状の考え方としては、ちょうどよい規模の施設になるように設計しているということです。

【南川会長】 葉山町のリサイクル施設って、かなり量の推計とか詳しくやっているんですか。

【事務局】 そうですね。なかなか推計が難しいのは、組成分析の、要はサンプリング調査なので、実際に総量としてどのぐらい生ごみが出てくるのかというのは、やってみなければ分からない部分があるというところではあるんですけど、一定の想定の下に、逗子市と葉山町でそれぞれ家庭から分別収集した場合にこのぐらい出てくだろうという、そういう推計をした

上で、規模を設定しているということはしております。

【南川会長】 なかなか難しいですね。推定が。

【小林委員】 もう大体出尽くしたところはあると思うんですが。結局のところ、値上げに対する事業者側の防衛手段としては、出す量を減らすという。だから、逆に言うと、値上げの目的というのは、減量化に対するインセンティブだと思うので、徹底した分別であつたりとか、あとは、いかに食ロスを減らす方向に事業者の方に努力していただく、その手間暇と金額を比べていただいて、手間暇のほうを取っていただくということを促すということだと思うので、結局のところ、事業者さんが頑張って、もともとの処理費に相当する分ぐらいまでぎゅっと処理量を圧縮していただくように頑張ってくださいということだと思うんですが。

その中で、特に、いわゆる飲食店から出るような食品残渣であるとか、生ごみの類みたいなものを、これまで各家庭で処理するみたいなのがあつたじゃないですか。あれを、だから、そういった小さい零細事業者に対しても、こういうのをやってくれよというのを、例えば逗子市から提案して、こういうのがあるから、こういうのを使って生ごみを減らしてくれよという、そんな提案をするということとはできないんですかね。

【事務局】 いや、そこは必要なことで、具体的にどういう点ができるかというようなところはあっても、実際にこうやれば減らせますよというような取組例だとか、こういう規模の事業所レベルであっても、こういうことをすれば自家処理できますよというような、そういったところの情報収集をしてご案内するというのは必要だと思います。あと、食品リサイクル先についても、市のほうでリサーチをして、そういったところをご紹介するとか、そういったところは取り組んでいかなければいけないだろうなと思います。

ちょっと参考になんですけども、「はじめに」のところで、過去2回、制度改正しております、1回目の平成24年のときはかなり抜本的な制度改正だったので、周知も相当力を入れてやったということと、金額の上がり幅も大きかったところで、排出量が結構減ったんですけど、平成28年の150円から250円に上げたときには、思ったよりもほとんど減らなかったというようなところもあって、そのインパクトは、今回どうなのかなというようなところはあるんですけども、過去の2回、制度改正については、こういった状況があつたということです。

【小林委員】 あと、県内の事業系一般廃棄物の手数料が、今のところすごくきれいに横並びになっている中で、鎌倉市さんが一番最初にともかく上げたということなんでしょけれど、これはやっぱり追従してどこもかしこも上げていくんですかね。例えば、情報として。

【事務局】 多分、10キロ当たり250円というところでそろっているのは、原価はもっと上なんですけど、例の平成28年のときの逗子市もそうだったんですけど、それ以上にはちょっと上げ

にくいなという、横並びの意識という、県内自治体と水準は合わせたほうがいいだろうという
ような意識があったというところがどこかあるんだろうなというふうに推測すると、国の考え
方は、やっぱり原価が望ましいという考え方があるというところでは、少しそういった動きは
出てくるのかもしれないと思います。

【小林委員】 その上で、特に安いところは、これは何で安いんですかね。税金で、税収が
あるからなのか。

【事務局】 過去に、うちの環境クリーンセンターの焼却施設を大規模改修して、一定期間
燃やせないときに、横浜市に処理をお願いしたことがあるんですけども、やっぱり人口規模
が大きくて、大きな処理能力を持った焼却施設で処理することによる、スケールメリットはあ
ると思います。

【小林委員】 だから、大きい横浜市、川崎市は分かるんですけど、三浦市と箱根町が何で
こんなに安いんだろうというのが。

【事務局】 三浦市は横須賀市と広域連携で、横須賀市の焼却施設で三浦市も処理していま
す。私どもは、逗子市・鎌倉市・葉山町の2市1町の実施計画でも、なるべく足並みそろえて
見直ししていきましょうという考え方はあったんですが、なかなか原価も差があったり、足並
みそろえて同じ金額までというところは難しい部分もあります。

【小林委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田中委員】 小林委員の一個前の話とちょっと関連があったんですけども。先ほど廃棄
物の内容の内訳をお聞きしたのは、どの部分を圧縮できるのかなというのを、いろんな方のお
知恵をいただきながら考えられたらいいなと思ったからなんですけれども。

例えば、資源のほうに出せば済むものが出回っているものの例だとか、近年、新しく世代交
代もして飲食店だとかを開いている方たちもいらっしゃったりして、飲食店としてのごみ分別
についての知識がまだ足りないというか、知ったら得することをまだご存じではない方もいら
っしゃるかもしれないので、そういったことのPRというか、周知活動を一緒にやれたらいい
のかなと思うのと、あとは、事業者の努力が基本にはなる中で、食品ロスだとかに関する市民
側の意識というのかなり高まってきていると思いますので、市として、市民側への呼びかけ
も含めたフードロス対策だとか、そういうのに市民としても協力をしましょうというふうな、
事業者のほうだから事業者だけがやるということではなくて、市全体としての取組と一緒に提
示することで、うまく進められるのではないかなと思う。そういったこともちょっと考えられ
るかと思いました。

【南川会長】 いかがですか。

【事務局】 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

事業者さんとの対策との連携というのは、過去2回の改正のときにも、特に1回目の平成24年のときは、かなりご協力いただいて、いろいろな周知を一緒にしていったということもありますので、今回も、事前に何回か商工会さんには足を運んで、見直す方向性であったりとか、時期であったりとか、そういったところは何回か意見交換していただいているところですし、そういったところは連携してやっていく必要があると思います。

【田中委員】 他市の事例だと、他市ではないけれども、TABETEというアプリとかで、飲食店や小売店で残った食べ物を、少し安い形でこの時間に行くを買えるというのを地域の方に発信する、藤沢市で始まったやつだと思うんですけど、あったりだとか、あと、宴会シーズンに、最初の15分間と最後の15分間は自席に戻って必ず食べましょうというキャンペーンを他の自治体で、例えば、2時間とかの宴会で、みんな乾杯をしたりとか、席替えをしたりとか、席を回って、目の前に置かれている食べ物を食べなかったりするんですけども、最初の10分間とか最後の10分間とかは席に戻って食事をしっかりしましょうというのを、飲食店にステッカーを貼ったりして、お客さんにも呼びかけるというのを、どこの自治体だか忘れたんですけども、やっていたところがあって、そういった取組も、またコロナも終わったというか、だんだん動けるようになってきたので、いいのかなと思いました。

【南川会長】 なるほどね。そんな雰囲気はありますか。

【事務局】 その辺の取組はやっぱり聞いたことがありまして、おっしゃるとおりだと思いますので、いろいろアイデアもいただいて、そういったところはしっかり取り組んでいきたいなと思います。ありがとうございます。

【南川会長】 やっぱり忘年会って残飯がたくさん出るんですか。どうなんですかね。酒が中心になるからですかね。

【事務局】 おっしゃられているように、自分自身の経験でも、やっぱり盛り上がると、しゃべるほうに夢中になってしまうという気はします。

【南川会長】 私も確かにあまり食べていないですね。そういうことをやっている店ってあるんですかね。ちゃんと食べてくださいとか言って。お店としても、残してもしようがないですよね。出した以上は。ごみに出さなきゃいけないですものね。

【橋詰委員】 さっき田中さんがおっしゃったのは、たしか3010運動ですよ。最初の30分と最後の10分間は食べることに集中しましょうという、それは結構ポスターも作って。確かに、コロナになって、あまりそういう場に行かないから見ていないけど、時々ポスターを貼っているところがありましたね。

【南川会長】 そうなんですネ。

【渡邊委員】 私は大体それをみんな集めて食べるタイプですけれどね。

【田中委員】 私も自己責任で持って帰るという。お店のほうは、持って帰ってもらうのは、食中毒の心配があるからということで、推奨はしていないと思うんですけども、お客さんが勝手に持って帰るのまでは。

【南川会長】 今は持って帰るのってあるんですけど。一時期はずっと禁止されていたよね。食品衛生の関係でね。残った料理というのは。

あれ、海外だと結構みんな持って帰っていましたね。

【小林委員】 海外は、あれ、犬に食べさせるという。

【南川会長】 ドギーバッグですから。

【小林委員】 そういう体で人間が食べるという。だから、知らんよ、自己責任よということでしょうね。そういう意味です。

【南川会長】 なるほどね。あとはいかがですか。

【渡邊委員】 多分、これ、これから議論が進むと思うんですけど、先ほど言われた事業系ごみの組成分析調査結果というのは出せるんですかね。

【事務局】 事業系ですか。

【渡邊委員】 事業系ですね。

【事務局】 展開検査ですね。

【渡邊委員】 展開検査の結果とか。

【事務局】 出せるはずですよ。

【渡邊委員】 何が言いたいかというと、先ほどからの議論で、じゃ、何が事業者を持ち込まれているのかという話と、今のお話を聞いていると、生ごみが多いと思うんですけど、あと、それともう一個、食品リサイクル法、私もいま一つ分かっていないところがあるんですけど、どこまで小さい事業者が食品リサイクル法でちゃんと処理をしなければいけないのか。それは、しなければいけないところは、出しては駄目なわけだから、それはやってねという話の一つ。

あと、逗子市の中に、そういう今こちらに持ち込まれている事業者さんってどれぐらいあると想定できるのか、できないのか。どれぐらいあるのかなのかというのが分かるようであれば、要は、仮に40,000円とか50,000円とかにしたときに、一番直接影響を受けるのは、逗子市で持ち込まれている方々だと思うんですけど、そうやって影響を受ける方がどれぐらいいらっしゃるのかというお話が少し整理できると、中身が見えてくるんじゃないのかなというような気はしますけど。

今じゃないですよ。今じゃなくていいんですよ。今じゃなくて全然いいんですけど。あんまりやり過ぎると、多分、逗子市だから、きっと横浜市に持っていかうとか、横須賀市に持っていかうとかね。何の解決にもなっていない可能性もある中で、ただ、一方で、鎌倉市のほうから来る可能性もゼロではない。だから、そういう外的要因と市の内部の話と、あと、影響を受ける事業者さん側とで少し整理ができるような資料があると、きっともう少し議論が進むんじゃないのかなと思って聞いていました。

【中嶋委員】 この市は安いから、そっちに持っていったらおうみたいなこともできるんですか。

【渡邊委員】 事業系ですから、多分、色はついていないわけではないので。

【中嶋委員】 そうですけど。そういうのってしっかり管理されているのかと思っていたんですけど。

【南川会長】 そうはいつでも、事業系といっても一般廃棄物ですから、そこはやっぱり各市が、市にも責任がありますので、そこは抜き打ちか何かやって、チェックはしているはずなんです。そこは単なる産業廃棄物とは違いますから、どうしても市の排出責任というのはあるものですからね。

もし事業系一廃であっても、例えば、この市のものが別の市に、別の廃棄物処分場に行って不適正に処理された場合は、またその責任も市にもかかってくるんですよ。事業者にもありますけど。そういう意味では、一般廃棄物というのは産廃と違いますから、そんなに自由に行き来はできないようになっています。

実際、裁判でも、産廃と一緒に全く違うところに捨てられて、結局、その市が最終的には原状回復の負担を請求されて、裁判で負けて支払ったという例がありますから、やっぱり発生する土地の責任というのは重いんですよ。

私、そんなにひょこひょこと隣へ持っていくとは思いませんし、それが出た場合は、その業者さんとの契約とか、また見直しとか出てきますから、そこはそんなに違法なとか、ルールを外れた適用がされるとは思っていないです。

それから、もう一つ言うと、横浜市なんかの幹部と会っていると、横浜市なんか立派な処理施設を持っていますから、もっと周辺のものを受け入れたらどうですかとか言うと、それはしませんと。それはある期間、例えば、工事をするとか、地震があつて壊れたとか、そういうときに受けるのはいいですけども、基本的に各市は各市でやってくれと。よその市が広域でやるのはいいけれども、横浜市はそれには加わらないとはっきり言っていますから、そこは意外と堅いんですよ。だから、結構横浜市は横浜市でガードを強く、伊勢佐木町のものは入れても、鎌倉

市のものは入れないとか、その辺は結構堅いと思います。意外とその辺って、そういう形で厳格に運用されています。

【橋詰委員】 その話は一遍、鎌倉市で出たことがあり、もう大分前なんですけれども、鎌倉市は、ほかのまちから運び込まれているというのはかなり気にしていたんですよ。じゃ、どう対応するかという話を審議会でやったことがありました。

結局、市には立入権限が生じるんですよ。もし市外から持ち込んできたとすれば、市外に出かけていっても可能なのではというような話もしましたけどね。

【渡邊委員】 なるほど。じゃ、ちょうど逗子市・鎌倉市・葉山町ってやるじゃないですか。今、この金額体系だと、鎌倉市の人は逗子市か葉山町に持っていけば安くやれて、ただ、処理そのものは結局逗子市でやっているみたいな話になるじゃないですか。だから、そこはどう動くのかなと思って。当然まずいんでしょうけど。

【南川会長】 ただ、だからといって、経緯も違いますから、みんなそろえるというのも、ちょっとそれは違うと思って。

【渡邊委員】 だからやるというのは違うと思います。それは理解します。

【南川会長】 そこはある種、別の形で税金負担とかしているわけですから、税金抜きで議論しているわけじゃないものですからね。

ただ、よそへ持っていこうというようなインセンティブが働かないような程度の差でやってほしいと思うんですけどね。

【橋詰委員】 そうですね。極端に違うと、どうしても。

【南川会長】 やっぱり業者さんも、トラブルになると、逆に自分が許可業者でなくなる可能性もあるとか、そういうことをすごく心配していますから、そこは意外とおとなしくやっていると思うんですよ。今、一廃の関係で、許可業者を一遍なくしちゃったら、もう免許取れませんから、それは業者としての死活問題になっちゃうんですよ。

あとはいかがですか。

【橋詰委員】 金額の多寡はとにかくとして、これだけ原価が上がってくると、何とかせざるを得ないということだろうとは思いますが。それは、でも、取りも直さず、お金を払う側からすると、やっぱり負担が増えるという話になりますよね。

値上げのときというのは、パブリックコメントをやるんですか。

【事務局】 やります。

【橋詰委員】 そうですか。分かりました。そうすると、その場で結構いろんな意見を聞けるかもしれない。

というのは、鎌倉市の審議会、実は商店街の方とか商工会議所の方がメンバーに入っているんですよ。値上げの話になって、理解ある発言をされて、僕は感激しているんですけど。要は、そういう影響を受ける方々の意見をどこまで聞くチャンスがあるかという辺りをきちんと把握する必要があるなということなんですよ。パブリックコメントだけでうまく読み切れるかどうかという辺りがあるので、そこはしっかり押さえる必要が。何らかの方法で説明会とかやられるのかもしれませんが、その辺はしっかりやっていただく必要があるかなということ。

それから、もう一つは、さっきも小林先生おっしゃいましたけど、鎌倉市では、減らすことが一番の値上げ対策だ、としましてね。そういう知恵をどんどん出してあげるべきだと。

という中で、田中先生かどなたか、家庭用の生ごみ処理機の話をしていましたね。あれが、逗子市もたしかやっていたらっしゃいますよね。僕の記憶で、たしか鎌倉市だったと思うんですけど、小規模の事業者にもたしかやっているはずなんですよ。どういう仕組みだったかよく覚えていないんですが。それもちょうと調べていただいて、可能かどうかも含めて調べていただくといいかと思いますが。

【事務局】 ありがとうございます。そういったところも、事業者さんが減らす努力をしてもらうためのいろんな手法の案内とか、そういったところはしなければいけないと思います。

【南川会長】 そうですね。目的も、ごみを減らすことが一つ大きな目的で、もう一つは、費用をきちんと見えるというんですか、2つありますから、片方だけじゃなくて、両方目指すようなことが必要だという指摘は要ると思うんですよ。

【渡邊委員】 一つだけ、これ、先生に質問したほうがいいのかも知らないんですけど。5ページ目と6ページ目で、千葉県、東京都、神奈川の3都県あるんですけど、千葉と神奈川は明らかに安くて、東京都は400円、350円ぐらいで動かれているところはすごく多いじゃないですか。先ほどの話で、少しスケールメリットとかもあって、安くはできるんじゃないというお話がある中で、東京都なんか、物すごいでかい焼却炉とかお持ちなのに、何でこんなに高くてきているんだろうというのは、何か原因とか、要因とか、そういうのってあるんでしょうかね。

【南川会長】 僕の経験だと、23区って、焼却炉もでっかいんですけど、ごみも多いんですよ。家庭系も多いし、事業系もいっぱい入ってくる。全体的に多いです。平均から見て。あんまり価格インセンティブが働かないところなんですよ。

それで、大体そんなに分別もしないんですよ。東京都、特に23区は。ほとんどが一緒に何でも出してみたいな感じになっていて、ほとんどうるさく言わないんです。だから、今、僕が知る限りは、家庭系も事業系も一般廃棄物で言うと、23区が一番鷹揚なんじゃないですかね。何を出してもいいという感じで、要は、分別のでっかいやつあるじゃないですか。でっかい椅

子じゃないけど、別の体系が要って、500円の券か何か貼っているやつありますよね。粗大ごみか。それを別にすると、もう何を出してもいい感じなんですよ。日によって違いますけどね。それで、全然料金も、家庭系は全くゼロなんですよ。23区は。

全体的に東京都ってそういうことで、緩やかで、23区は特に緩やかなんですよね。だから、我が家も練馬区に住んでいますけど、家庭系なんか、みんな45リットルの袋に入れてばんばん出していますし、食品とかなんか、全く分けなくて。分けているのは、燃えるごみと資源ごみと、あとは、プラ類と、電池とか、蛍光灯とか、その類いぐらいの分け方で、それで、基本的にどれだけ出しても別に料金取られませんが、そういう意味では、極めて鷹揚ですね。それで、聞いてみると、資源ごみ以外は全部燃やしているんですよ。

【中嶋委員】 それって焼却炉の能力とか、容量とか、もうどれでもいいよという感じなんですかね。

【南川会長】 すごい大きいし、結構金かけて造っているんですよ。

【小林委員】 東京の23区内とそれ以外って、全然違いますよね。

【南川会長】 違いますね。そうなんです。だから、多摩地域へ出ると、今度はまたべらぼうに高いんですよ。特に国立市とか、小金井市とか、あの辺へ行くともものすごく高くなるし、その辺がうるさくなるんです。

【渡邊委員】 なるほど。じゃ、あんまり東京都は参考にならんという。こんなことを言っちゃっていいのか分からないですけど。

【南川会長】 いや、本当に23区って別の世界があって、本当に同じ東京と思えないですよ。23区を出た途端、全く世界が変わるものですからね。

あと、よろしいでしょうか。

小林さん、どうぞ。

【小林委員】 今回の料金の改定に伴って、自治体としては減量化の方向に行ってもらいたいというところはあると思うんですけど、現実問題として、ごみの量が減ったときに、それ自体が問題になるということはある得ないという、そういう理解でいいんですか。

【事務局】 基本的には、やはり循環型社会ということで、排出抑制もそうですけど、しっかりと分別もしてもらって、資源化できるものは資源化して、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターに持ち込まれるものは純粋なほうの事業系一般廃棄物で、なおかつ、それを減らしてもらうというのがやはり第一の目的なので、それによって問題になるというようなところは、行政としてはないということです。

【小林委員】 運営上、来ているごみを入れられなくなって、例えば、運転期間が変わって

しまったりとか、休止する期間が増えて、その結果として、立ち上げ、立ち下げのコストがかかって、実はランニングコストがかえってかかってしまいますみたいなことがなければいいなとふと思ったんですけど。

【事務局】 実は、家庭系の一般廃棄物の有料化をしたときに、それは懸念されたんです。有料化したのは燃やすごみと不燃ごみなんですけど、実際に不燃ごみも大きく減りましたし、燃やすごみも2割から3割、量が減ったので、そうすると、今の逗子市の環境クリーンセンターの焼却炉の規模が相当オーバースペックで、非効率な処理に陥ってしまうというところはあったんですけども、循環型社会の理念に基づいて、環境にもインパクトを与える焼却炉は減らしていくという考え方ですので、広域連携をそのタイミングで進めることによって、それを防いだというところなんです。

ちょうど有料化の前の年間の焼却量が17,000トンぐらいだったんですけど、それが逗子市の焼却量が11,000トンぐらいに減って、ちょうど葉山町の燃やすごみの量が5,000から6,000トンぐらいだったので、効率的な処理は受けられたというところなんです。

今後も鎌倉市との連携で、鎌倉市からも可燃ごみが入ってくるので、うちの焼却施設のスペックで鎌倉市さんの全量を受け入れられるスペックはないので上限はあるんですけど、大分老朽化しているので、年間の上限20,000トンの範囲では鎌倉市の可燃ごみを受け入れると、そういう計画をしているので、事業系については、減ってもここへの影響はないという考えです。

【小林委員】 分かりました。ありがとうございます。

【南川会長】 事業系の一廃って、廃棄物事業者さんが運ぶときに、袋とか分けて持ってくるんですかね。食料残渣とか、紙とかありましたけど、みんな一緒ですか。

【事務局】 パッカー車に積んでいきますので、事業所ごとにもう袋が出ていますから、それをもうごんごん詰めて、全く一緒になって持ち込まれますね。

【南川会長】 そうすると、リサイクルをうまくやるって難しいですよ。ただ、それをやると、今度は、分別なおかつ運搬も含めて、頻度が増えると、それだけまた料金も、業者が引き取る料金が増えたりするものですから、そこまで厳しくなるんですよ。ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

では、議論としては、今日ここまでにします。この後、今後の改定に向けたスケジュールについて、ご説明をお願いします。

【事務局】 今後のスケジュールについて説明させていただきます。

本日ご審議いただきました内容を踏まえて、次回で答申案についてご審議いただいて、その

結果によって3月あるいは4月に答申をいただければと考えております。

【南川会長】 ありがとうございます。

そうしますと、今日、皆さんに日程調整表を配っていますので、これでご記入いただいて、できるだけ速やかに次回の日程を決めるようにお願いいたします。今日は年末でしたので、地元の方も忙しくて来られない方がおられたものですから、できるだけたくさんの方に出ていただくといいなと思いますし、次回は、そのときは答申の形を少し議論し、素案も示す形にしますか。できれば素案を示す形にして、議論いただくと。それで最終的にできるかどうか分かりませんが、いずれにしても、次々回には答申案にしたいということで対応したいと思います。ありがとうございます。

では、これはこれで一つ終わります、最後、短くポイントだけやりますが、COP28がこの前ドバイで終わりました。これは今回私が現場へ行ったわけではありませんけれども、現場に行った方から資料をもらったり、聞いたりして、まとめた結果でございます。廃棄物とは直接関係ございませんが、やはり地球温暖化の問題というのは廃棄物にも大いに関係しますので、ポイントだけお話をさせていただきます。

下のほうの2ページというところを見ていただきますと、2週間ほど議論が出ました。1日の延長で終わったということで、非常に手際よくいったと思います。

それで、主要論点のところ、グローバル・ストックテイクという非常に分かりにくい用語が使われていますが、要は、これまでの状況を点検して、新しい削減についての方針を決めようと、そういったことでございます。それで、これについて大いに議論がなされた。

特に、緩和というのは、これは削減なんです。なんですけれども、2025年の11月か12月にCOP31が行われますので、それまでにもう一度、目標を見直してくれと。NDCというのは各国の削減目標ですが、これを見直してほしいということでもあります。

現状でいきますと、2.5℃ないし3℃の上昇になるという予測もございますので、これではなかなか2025年カーボンニュートラルが難しいということで、ぜひ見直そうということでございます。

それから、その下でございますが、野心の向上とありますが、要は、目標としては、やはり産業革命頃から1.5℃目標は、これに固執してしっかりやろうということです。ただし、今年の今のデータが、1850年から1900年の平均に比べて1.4℃上がっていますので、実は1.5℃というのはかなり厳しい状況になっているということは別途ございます。

それから、当然ながら、適応、いかに被害を少なくするかということでの対策も大いに議論されましたし、ロス&ダメージ、これは補償でございます。そういったことについての議論も

なされたというところでございます。

次のページをご覧くださいませ。3ページでございますけれども、今回初めて、これまで各国が提出してきた目標の見直しということがスケジュールとして決められたところでございます。1.5℃に抑えるんだという中でやっていく。そして、全体的な目標としては、2035年までに60%減らす。IPCCのガス濃度レベルの水準を目指すんだということで、各国にそれを求めていくということでございます。そのための方策として（a）から（h）がございまして、まずは（a）にありますように、2030年までに、再生可能エネルギーの施設容量ですが、これを世界全体で3倍にしようと。エネルギー効率の改善を倍にしようということで、これは省エネ、エネルギー効率を改善して、これまでと同じ生産であれば、2分の1にしようということであります。

あとは、石炭火力でありますけれども、これはフェイズダウンかフェイズアウトかでまたもめたんですが、結局フェイズダウンということで、徐々に減らそうということで、再び落ち着いております。

ただし、今回特に加わりましたのが、その下の（d）でございますけれども、公平・公正で秩序ある、衡平な方法で、エネルギー・システムにおける化石燃料からの転換（transitioning away）ということで、これをやろうと。つまり、化石燃料ですから、従来から議論した石炭だけではなくて、石油も天然ガスも含めて、これを転換しようということで、こういったことは初めて合意されたところでございます。これを10年間に加速するんだということでございます。

それから、そのためにも、自然エネルギーとか、原子力とか、炭素の回収・利用・貯蔵と、そういったことをやろうということでございますし、また、ゼロエミッション・低排出技術を加速的に開発しようということでございます。そういったことが今回決められているということでございます。

その下の4ページでございます。これは同じく新しい全体的な見直しの中身でございますが、2つ目にございますけれども、資金の問題というのは、実を言いますと、真ん中あたりにありますが、2020年までに、先進国全体で年間1,000億ドルを集めると。それは25年で切れますので、もう一度その目標を改めて確認しようということで、やはり年に先進国は1,000億ドルということは継続するということが決まったということでございます。

それとは別にロス&ダメージというのは、実際に被害を被ったところの一種の補償でございます。大体被害を受けているところというのは、ほとんどガスを出していない国ばかりなものですから、そういった国に対しては、様々な復興のための補償をしようということで、これ

は資金は今決めつつあります。それから、日本も含めて、それなりの金を出して対応しようということで動いています。具体化は、これからでございます。

その次の5ページでございます。民間部門での様々対策が進むような形の融資などしっかりやろう、支援もやろうということでございますし、削減については、循環型の経済社会をつくるということも大きな意味を持つということがございます。

排気部については、特に説明はございません。

それから、廃棄物も、実際に焼却などによってCO₂は出ていますが、ここに資料は書いていませんが、大部分が廃油とプラです。これで8割以上になります。廃油は、基本的に産廃の計算です。それから、プラは、一廃も産廃も両方あります。したがって、一廃の世界で言うと、プラをいかに燃やさないかということは、大きな課題として出てくるということでございます。

そして、あとの目標ですけれども、ヨーロッパは2040年を目標にするということで、これを90から95%減らすということで、今、検討が進んでいるという話がございます。今は、日本も含めて、どの国も2030年と2050年中心ですが、その間を入れるということによって、より対策を加速化しようということでございます。

その下のページは、岸田総理の挨拶ということでございます。

最後のページでございますけれども、実はなかなか難しいことがございます。何よりも悩ましいのは、アメリカでございます。アメリカは、かつてトランプさんが大統領になったときに、パリ協定から抜けております。来年の秋に大統領選がございますので、場合によれば、またトランプさんがなれば、非常に大きな影響が出るだろうということでございます。現在は、バイデン政権の下で、アメリカ自身はかなり張り切ってこの問題に対応していますが、これが大きく変わる可能性がある。それから、ケリー特使については、81歳か、たしか年齢が高いものですから、そろそろ交代するという話が出ております。

それから、EUのほうは、EU自身はこの問題はしっかりやっていますが、全体として右翼が選挙で勝利しているということがございます。もちろん、別にこれは気候変動のことで議論しているのではなくて、実はアメリカもそうですが、ヨーロッパも移民問題というのが結構あります。移民がたくさん流れてくるということで、非常に困ってしまして、そういう意味で、政権は苦勞しています。そういう中で、右派が台頭すると。右派自身は、あまりそういう気候変動問題などについては、そんなに力はいれませんので、なかなか難しいことも予想されます。

それから、中国でございます。中国は、基本的に国連にすごく熱心です。中国という国は、実は私もずっと中国の委員をやっていて、頻繁に行っています。8月も行きましたけれども、すごく国連を大事にします。そんなこともありまして、中国の代表は、いつも言うのは、中国

の代表はいつも同じだと。実際、解振華さんは25年間、代表をしています。それで、ほかの国はみんな1年ごととか2年で替わる、回転ドアから出てくる人の言うことはまともに聞けないと、そういう啖呵を結構中国は切ります。ただ、そういうことで、中国は目標は言う。ただし、中国の対策については、一切ほかの国から文句をつけられたくはないということをはっきり言っています。それから、解振華さんも25年間やってこられたものですから、今回で引退ということは言われておるということでございます。

したがって、全体的に進んでいますけれども、推進力がこれからはぶれる可能性があるということでございます。

それから、一番最後なんですが、来年は、アゼルバイジャンというカスピ海の沿岸のところで、一応東ヨーロッパの順番なものですから、そこで行うということでございます。

それから、C O P 35は既にブラジルに決まっておりますので、そういったことで、これからまたC O Pが開かれるということでございます。

日本についても、今また新しい気候変動の目標について検討が始まっております。また私のほうで、ほかの動きも含めてご報告をしたいと思っております。

取りあえず以上でございますが、何かございますでしょうか。

【橋詰委員】 C O P 31って、2026年なんじゃないですか。数字合わせすると、どう考えても合わないんだけど。2023年でC O P 28ですよ。だから、2025年だとC O P 30じゃないですか。

【南川会長】 これ、間違っていますね。これは間違いです。すみません、間違えまして。

どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 気候変動、もう1.4℃になっちゃったということで、日本はというか、私たちはどこまで真剣にやらなきゃ駄目なんですか。というのは、例えば、逗子市の話で言えば、もう脱炭素をするから、今のパッカー車を全部水素車にしよう。極端な話、全部水素で動きますと。ただ、その分、税金5倍ですよ。それをもう我々は積極的に受け入れて、地球環境のためにやるんだと。大きな焼却炉も、全部C C Uでしたっけ、くっつけて、もう二酸化炭素全部取るんだと。そこに何百億、何千億かかっても、全部そこは税金に転嫁して、我々はやるんだと。もうそういう覚悟を持って動くんですかね。

【南川会長】 焼却で言えば、プラの焼却を極力なくするという方向には向くと思います。やっぱり廃棄物の圧倒的大部分、8割、9割はプラと廃油ですから、プラは一廃も相当ありますので、プラはとにかく燃やさないという方向に向かっていくと思います。これは間違いありません。

あとは、パッカー車をどうするかというのは、なかなか難しくて、今も補助金でEVのバッテリーを使った車を走らせてもらっているんですが、導入しているのは川崎市と所沢市だけでありまして、なかなか広がらないんですよ。これは、ですから、一市だけで判断するのはもう実際無理ですから、国全体でそういうスキームができてということにしかならないように私は思います。

そこは、だから、技術と機械って、広がればコストも下がりますが、最初にやるところって単価が高いんですよ。そういう意味では、やっぱり全体的に国としてどうしようということ、なおかつ、応援のシステムをつくらないと、なかなかよくなりませんと思います。

それから、CCUについて言うと、もう少しCO₂の濃度が高い産業から入っていくと思います。今の鉄であれ、コークス炉とか使っていれば、圧倒的に濃度が高いものですから、それをやるかどうかは別なんですけどね。そういったところからやっぱり変わっていくだろうと思います。

あとは、CCUSについて言えば、例えば、佐賀市で一部実験をやっていますけれども、排出口のところにCO₂を集めて、それを今度温室に流して、光合成を促進させて、早くに作物が育つようにするとか、いろいろなことをやっていって、どういうことをやると一番費用もかからないし、アウトプットが出るかということを見ていくんだと思うんですよ。まだ大分時間はかかります。

また、私もそういうことをずっとフォローしていますので、会議のたびに少しは違う話を短くしようと思います。よろしくお願いします。

どうぞ。

【中嶋委員】　　ちょっと関係ない話なんですけど。この前、葉山町の南郷公園に行ったら、葉山町の職員の方が作業をされていて、堆肥置場に、今テストでやっている生ごみの堆肥です、よかったら持っていってください、袋に詰めて持っていってくださいというふうに出していて、ちょっと見たら、今までの腐葉土みたいにちょっと塊のあるような土ではなくて、さらさらの土という感じのものができていました。それがあれですよ。

【事務局】　　葉山町は、同じ方式でやっているところから購入して、農家さんに使ってもらったりとかしているんですね。多分、それで一部、町民の方にも使ってもらっている。

【中嶋委員】　　家庭菜園とかで使ってみてくださいみたいな感じでおっしゃっていたんですけど。

【南川会長】　　ぜひ、葉山町も行けるようになるといいなと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】 共同処理が始まれば、逗子市分は逗子市分で市民の皆さんに使っていただけるような形にしますので、ぜひ。

【中嶋委員】 あと、さらに関係ない話で恐縮なんですけれども。清掃のクリーンセンターの職員の方にすごい私感謝していて、子どもが小さいときに収集車の方に手を振ると、必ず手を振ってくれて、すごく優しいんですよ。それで、持込みでクリーンセンターに行っても、子どもがちょっと機械とかに興味を持ったら、すごく丁寧に説明してくれたりとか、ありがとうございます。現場の方に、機会があればお伝えください。

【事務局】 ありがとうございます。きっと喜ぶますので。

【南川会長】 ありがとうございます。

では、よろしゅうございますね。またぜひよろしくお願いします。

【事務局】 葉山町の視察のほうも、時期を見て設定したいと思います。

【南川会長】 よろしくをお願いします。

では、事務局から、よろしくお願いします。

【事務局】 先ほど会長からのお話にありましたが、次回、第3回の審議会の開催につきましては、本日お配りしました日程調整表、こちらに、よろしければご都合を記入していただければと思います。ただ、今日は決められないということもあるかと思うので、難しい方につきましては、またメールで調整表をお送りいたしますので、それをご記入の上、ご返事いただければということで考えてございます。よろしくお願いいたします。

【南川会長】 よろしくをお願いします。

では、今日はこれで終わります。ありがとうございます。

— 了 —